



こども救急電話相談をご利用ください

県では夜間における小児の急な発熱などの急病の際に、電話で看護師が看護のポイントなどを助言し、必要に応じ小児科医が支援を行なう「こども救急電話相談」を実施していますので、ご利用ください。

8 時

電話番号 017-722-1152
※携帯電話からは#8000でもかけられます。

問健康推進課 ☎⑤ 6790

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」会開催

とき 9月5日(月)～11日(日)

午前8時30分～午後7時

※土・日曜日は午前10時～午後5時
内容 高齢者や障害者に対する虐待などの電話相談

電話番号 0570-003-110

問青森地方事務局

☎ 017-776-9024

全国一斉司法書士法律相談会開催

日常生活での困りごとや法律上の悩みに、司法書士が相談に応じます。

とき 10月1日(土)
午前10時～午後4時

ところ 南公民館

問青森県司法書士会

☎ 017-776-8398

重度心身障害者医療費受給者証などの更新について

現在交付している、重度心身障害者医療費受給者証または重度心身障害者医療費受給者決定通知書の有効期限は9月30日です。更新手続きが必要になりますのでご注意ください。

受付期間

▼国民健康保険に加入しているかた
9月下旬に郵送される新たな被保険者証が届いてから9月30日(金)まで

▼国民健康保険以外の保険に加入しているかた

9月16日(金)～30日(金)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

受付場所 福祉課(市役所新館1階)、十和田湖支所市民生活係
※十和田湖支所で手続きした場合、受給者証などの交付は後日郵送となります。

持ち物

- ① 印鑑
- ② 健康保険証(国民健康保険のかたは、新しい被保険者証)
- ③ 現在お持ちの重度心身障害者医療費の受給者証または決定通知書
- ④ 身体障害者手帳、愛護手帳または精神障害者保健福祉手帳

問福祉課 ☎⑤ 6718

あなたも年金を増やしませんか？

国民年金に加入しているかたが毎月の定額保険料にプラスして納付することで、老齢基礎年金に上乘せして年金を受給することができる制度に、付加年金と国民年金基金があります。

	付加年金	国民年金基金
加入できる人	▶国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満で国民年金の保険料を納めているかた) ▶任意加入被保険者	▶国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満で国民年金の保険料を納めているかた)
保険料・掛金	月額400円	加入時の年齢、選択した年金の種類、加入口数によって決まります。
受け取る年金額	200円×納付月数を毎年受け取ることができます。	年金の種類、加入口数を選択して自由に設計できます。
手続きまたは問い合わせ先	八戸年金事務所 国保年金課または十和田湖支所	青森県国民年金基金 ☎ 0120-65-4192

※付加年金と国民年金基金は同時に加入することはできません。

60歳から増やせる任意加入

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間(共済年金や厚生年金期間も含む)や免除期間などが25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまでに任意加入することができます。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれたかた)海外に在住する日本国籍のかたも国民年金に任意加入することができます。

問国保年金課年金係 ☎⑤ 6753

国民年金保険料や収納業務の民間委託について

日本年金機構では、国民年金保険料が納め忘れとなっているかたに対する「電話・文書・戸別訪問による納付督促や免除申請の勧奨などの業務」を、民間業者に委託しています。

十和田市を担当している委託事業者は、(株)オリエントコーポレーションです。

※直接、保険料の徴収はしません。

問八戸年金事務所 ☎ 0178-43-7369